

審議会等の会議録

審議会等名	令和6年度 第4回海老名市介護保険運営協議会
開催日時 (意見提出期間)	令和7年2月7日(金) 14時00分から15時20分まで
場 所	海老名市役所 6階 全員協議会室
出席者	海老名市介護保険運営協議会 委員9名 高橋(裕一郎)委員、盛田委員、松本委員、渡辺委員、 梅澤委員、白石委員、高橋(隆行)委員、梶委員、 安田委員 事務局9名 保健福祉部 部長 中込 明宏 保健福祉部 参事兼地域包括ケア推進課長 安宅 道善 介護保険課 課長 田中 歩 介護保険課 課長補佐兼介護保険係長 栗本 欣幸 介護保険課 主幹兼事業者支援係長 横溝 喜久恵 介護保険課 介護認定係長 石井 康子 介護保険課 主査 永田 啓吾 地域包括ケア推進課 主幹兼高齢者支援係長 澁谷 晶子 地域包括ケア推進課 主査 遠藤 貴人
傍聴人数	0名
公開の可否	☒ 公開 ☐ 一部非公開 ☐ 非公開
一部非公開・ 非公開の理由	
議 題	(1) 第8期高齢者保健福祉計画の評価について (2) 次期計画策定に向けた協議会のあり方について (3) 居宅介護支援事業者及び指定地域密着型サービス事業所の指定について (4) 介護保険施設等の公募について
資 料	(資料1) 海老名市高齢者保健福祉計画の評価について

	(資料2) 計画策定における計画策定委員会と介護保険運営協議会のあり方について (資料3-1) 居宅介護支援事業者の指定について（アットコレットかしわ台） (資料3-2) 指定地域密着型サービス事業所の指定について（デイサービス華） (資料3-3) 指定地域密着型サービス事業所の指定について（ゆいのかんたき海老名） (資料4) 介護保険施設等の公募について (資料5) 第3回会議の後日意見
--	--

○会議の内容（提出された意見及びそれに対する回答）

1 開会	
【事務局】	《事務局の進行により開会》
2 あいさつ	
（会長） 本日はお忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。 本日は、令和6年度の第4回目、今年度として最後の介護保険運営協議会です。今年度は、第9期えびな高齢者プラン21の初年度であり、介護保険料の見直しや報酬改定など、変化のある1年でした。また、介護保険を取り巻く環境は日々変化しますが、高齢者の生活を支えていくため、介護保険の安定な運営のためにも、我々協議会での議論が重要な役割を担っています。本日は、介護保険運営協議会のあり方や事業所指定について審議や報告をさせていただく予定です。委員の皆様におかれましては、様々な視点から、ご意見をいただければ幸いです。 （保健福祉部長） 本日はご多用のところ介護保険運営協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、日頃からこの介護保険事業にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。第9期えびな高齢者プラン21ですが、あと2か月あまりで初年度が終わることになります。第9期には、新たに高齢者の外出支援策としてデマンド交通事業、通称えび〜くるを追加しており、現在、実証運行を行っているところです。昨年6月から運行開始しましたが、12月までの登録者数が1,316人。利用者数が延べ約5,000人となっています。1日あたりに換算すると約40人が利用している現状です。この実証運行を通じて、高齢者が日常生活における移動にまつわる課題に直面していることを改めて再認識したところです。今後、この実証運行の結果を早期にお	

示しして、本格運行に向けた運営方針等の議論をいただきたいと考えています。本日の議題ですが、介護保険運営協議会のあり方については、協議会の組織改革を行うものとなっています。私たちが高齢者の福祉のために何をすべきか、どのように介護保険を適用すべきかという基本的な方向性を見つめ直す大切な機会です。皆様の視点やご意見が大変貴重ですので、それぞれの立場から率直なご意見、要望をお聞かせくださいますようお願いいたします。

3 議題

以後の議事は、介護保険運営協議会条例第7条に基づき、高橋会長が進行

(1) 第8期高齢者保健福祉計画の評価について

資料1に基づき、事務局が説明

【事務局】 資料は、第3回介護保険運営協議会で説明をさせていただいたものです。計画策定委員会では、高齢者保健福祉計画の評価が行われていないことから、介護保険運営協議会にて評価をさせていただきたいものです。前回会議では説明のみであったことから、改めて評価の実施についてお諮りし、ご決定賜りました際には、後日、第8期高齢者保健福祉計画の総括をお示しさせていただきます。

【委員】 第8期計画の評価をしないで、第9期計画を作ったということですか。

【事務局】 すでに第9期計画が策定されています。ただ、策定の段階では計画策定委員会の中で、見込みの評価を行い、その状況を踏まえて、計画を策定しています。今回お示しをさせていただきたい内容は、さらにここで第8期計画が令和5年度末で完了いたしましたので、その3か年分の計画を総括という形でお示しをさせていただきたいものです。

異議等なく、承認された。

(2) 次期計画策定に向けた協議会のあり方について

【事務局】 高齢者保健福祉施策を総合的に推進することを目的に策定いたしました、第9期のえびな高齢者プラン21につきまして、策定にあたり顕在化した課題解決に向けた方向性についてご審議いただきたいものです。

本日の内容は、事務局で時間をかけて協議を重ねてきたもので、協議会の組織改革を伴う非常に重要な内容と考えています。

まず、課題は、3点あります。1点目が、計画策定委員会と介護保険運営協議会における議題議論の重複化です。次に2点

目が、高齢者保健福祉計画の進行管理・評価です。さらに3点目が2040年問題を見据えた計画の策定、この3つが課題として現在化してきたところです。

次に現状ですが、1計画策定委員会は、老人福祉法に基づく高齢者保健福祉計画と、介護保険法に基づく介護保険事業計画を策定するために設置されている組織です。設置根拠は、海老名市高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱で、委員は、医療、保健福祉等の関係者、市民公募委員により、構成されており、任期は、計画策定期間になります。第9期の委員任期につきましては、令和4年12月から令和6年3月で、計画策定後に解散となっています。次に2介護保険運営協議会は、市の附属機関として、介護保険事業全般に対する審議、または建議を行う組織で、設置根拠は、海老名市介護保険運営協議会条例です。委員の任期は、第9期に対して令和6年4月1日から令和9年の3月31日までの3年間となります。所掌事務は、記載のとおりですが、市長の諮問事項の審議及び答申、介護保険事業計画の進捗進行状況の管理及び評価、介護保険事業に関わる調査及び研究、地域包括支援センターの設置運営等に関する事項についてです。

次に、3課題解決案についてです。計画策定委員会と介護保険運営協議会において、議題議論が重複化する傾向があり、役割の明確化が課題となっています。そのため、関係各課等で解決案の協議を重ね、部会化を提案させていただくものです。考え方は、必要に応じて、介護保険運営協議会の下部機関として部会を設置し、弾力的かつ機動的な運営を図りたいと考えています。この部会化を実施することで、計画策定委員会を、計画策定部会として位置付け、課題の解決を図ることができると考えています。議論重複化の軽減のほか、計画策定を評価から策定まで一連で行えることや、今まで通り保険料の諮問答申を、策定機関外で行えるほか、今後必要に応じて新たな部会設置が可能となります。例えば、事業所指定を取り扱う部会を設置することも可能になります。現在の一方的な報告から丁寧な議論を行うことができるとともに、介護保険運営協議会の会議時間の短縮なども想定されます。一方で、部会化に伴う委員の皆様への負担は増加してしまうデメリットも発生すると考えています。

次に今後の対応についてです。本日は方向性の説明ですの
で、今後さらに詳しく部会委員構成の検討などをさせていただ
きたいと考えています。現時点の案では、部会委員の構成につ
いては、10名程度を想定しており、介護保険運営協議会の委員
の皆様からは3名から5名程度の選出を考えています。根拠の
整備として、介護保険運営協議会条例の一部改正や部会設置要
綱の制定などの例規整備を行っていきたいと考えています。部
会化の方向性をお認めいただいた後に、令和7年5月に開催予
定の令和7年度第1回介護保険運営協議会にて、部会の採択を
賜り、その後、6月議会で介護保険運営協議会条例の一部改正
を行いたいと考えています。その後、第1回の計画策定部会を
開催し、次期計画策定に向け、取り組んで参りたいと考えてい
ます。このスケジュール案は現時点のあくまでも案ですので、
今後変更する場合があります。

続いて、高齢者保健福祉計画の進行管理・評価については、
計画策定の部会化に伴い、運営協議会で進行管理・評価を行っ
ていただくことで、課題の解決を図りたいと考えています。こ
ちらの課題解決は、介護保険運営協議会条例の一部改正を行
い、所掌事項に高齢者保健福祉計画の進行管理及び評価を追加
させていただきたいと考えています。

次に、2040年問題を見据えた計画策定については、今後の高
齢化を見据えた計画策定が現在求められています。そのため、
専門的知見を活用して、地域の実情に応じた計画を策定するた
め、計画策定業務の外部委託化を実施したいと考えています。
確定的なことは申し上げるできませんが、実施に向けて、
現在準備を進めているところです。なお、業者選定は提案型の
プロポーザル方式を予定しており、調査や現状分析を含む計画
策定業務全般をコンサルに委託をさせていただきたいと考えて
います。この外部委託は、海老名高齢者プラン21では初めての
取り組みです。調査結果や現状分析を今後の高齢者介護施策の
基礎データとして活用したいと考えています。

【委 員】

今日の会議に出席するに当たり、高齢者保健福祉計画策定を
どの部署が行っているのか各自治体のホームページから調べ
みました。介護保険の運営協議会が策定から進捗管理、それか
ら評価を行っている自治体がかなり多く、驚きました。例え
ば、小平市や国立市、介護保険運営協議会で、介護保険事業計

	画及び高齢者保健福祉計画の策定及び評価に関することをやりますと謳ってありました。南房総市では、介護保険法及び老人福祉法、それに策定及び変更に関することと、かなり介護保険運営協議会の中で策定から進捗管理、それから評価までやっている自治体があるということを知りました。運営協議会の中で専門部会を設けて、ある自治体では、介護サービスに係る専門部会、それから介護用予防生活支援専門部会、計画の策定部会などがあり、その部門で議論して、いろいろ検討されているようです。今回は、今までの体制を大きく変えようという提案だというふうに捉えており、担当者は、ものすごいエネルギーがいるのではないかと危惧していますが、それだけ大きな議題に今私たちは取り組んでいると思っております。ここでは、介護保険運営協議会の中で、作成、それから進捗管理、評価をやっている自治体が多くあるということを報告したいと思います。
【委員】	私は去年の第9期高齢者保健福祉計画に、公募委員として参加しておりました。そのなかで、保健福祉政策と介護保険政策は、別々のように感じていました。計画を一体として策定していますが、介護保険運営協議会は、介護保険事業計画の策定や進捗状況を審議するものと思います。 高齢者保健福祉計画についての進捗管理は、今までは市職員が担う形であり、計画策定委員会では評価する体制がありませんでしたが、進捗状況を計画策定委員会で管理すべきであったと思っています。 ご提案の部会化では、介護保険は専門性が求められることから、その点も検討してもらえればと思います。
【事務局】	この部会化が正しいというわけではなくて、いろいろなやり方があります。どの形が海老名市のスタイルに合っているかということで、かなり時間をかけて、事務局の中でも協議をしてきました。全国的には、介護保険運営協議会の中ですべて行うというところも多くあります。ただ、海老名市での考え方は、保険料の諮問答申を策定した機関で行うのではなく、諮問答申は独立して別組織にさせていただくという形態をとっておりました。第三者の視点が入るということで、より良いことだと思いますので、そこを生かしたいというところから、実質的には一体として行いますが、その下部組織としての部会を設けて、そこで

	計画策定の審議から評価、一連のことを行って、介護保険料の諮問答申については今まで通り、介護保険運営協議会の方に諮らせていただくというようなスタイルをとりたいなというところで部会化にまとめさせていただいたものです。 我々も調べていく中でやはり金沢市さんのように、運営協議会の下部組織として様々な部会を設けてるところを幾つかあります。そういうところを参考にしながら、提案をさせていただいております。 今後、詳細について整理をさせていただいて、次回の運協でご説明をさせていただきたいと思っておりますので、ご協力いただけると助かります。
【委 員】	「えびな高齢者プラン21」は介護と高齢者福祉で一体化されていますが、再考することはできないですか。介護保険の政策は、専門性がかなり必要になります。 先程も言いましたが、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を分けて、進捗状況を管理した方がより良いものができると思っています。
異議等なく、承認された。	
(3) 居宅介護支援事業者及び指定地域密着型サービス事業所の指定について	
【事務局】	居宅介護支援事業者とは、ケアマネージャーを配置している事業所で、介護保険サービスを利用したい方の介護認定の申請代行やケアプランの作成に携わり、サービス事業者の連絡調整を行います。居宅介護支援事業者の申請内容です。 申請者は、株式会社A T。会社の存在は川崎市高津区千歳慎重9番地15。代表者は代表取締役津田淳様です。事業所の名称は、指定相談支援アットコレットかしわ台、所在地は海老名市上今泉六丁目47番36号。柏ヶ谷中学校の近くになります。指定日は令和6年12月1日となり、事業を開始しています。従業員の職種人数は、常勤の介護支援専門員を1名以上の配置になります。次に、人員及び配置に関する基準です。人員は、管理者と介護支援専門員が兼務となり、資格要件を満たしたものが配置されています。次に設備についてです。運営を行うために必要な広さを、確保されており、サービスを提供する行う上で必要な備品等の設備につきましても、記載の通り整っています。 参考に写真を添付しています。こちらの写真は市の方で事業所に伺って撮影しています。

続きまして、地域密着型通所介護事業者の申請内容です。

地域密着型通所介護とは、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう支援をし、自宅にこもりきりの孤立感の解消や心身機能の維持、また、家族の介護の負担軽減などをもって目的とするものです。

申請者は合同会社華、会社の所在は海老名市中新田四丁目 8 番14号。代表者は福富良彦様です。事業所の名称は、デイサービス華。こちらの所在地は、先ほどと同じく中新田四丁目 8 番14号になります。指定日は令和 7 年 3 月 1 日を予定しています。

地域密着型通所介護の従業員の職種、人員基準は、管理者が常勤で 1 人、生活相談員が 1 人以上、介護職員が 1 人以上となります。次に、人員及び設備に関する基準です。人員は、管理者と生活相談員が兼務で 1 名、さらに生活相談員が常勤で 1 名。看護職員が機能訓練士と兼務で 2 名配置されており、基準を満たしています。次、設備についてです。運営を行うための広さを確保されており、サービス提供を行う上で必要な備品等の設備につきましても、記載の通り整っています。

こちらも参考として、市の方で、事業所に伺って撮影しています。

開設の場合には、運営を行うための広さ、備品がきちんと整備できているかどうか確認をします。

続きまして、看護小規模多機能型居宅介護事業者の申請内容です。こちらは、看護と介護を一体的に提供するサービスです。訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせたサービスで、通い、泊まり、訪問介護、訪問看護サービスを提供します。要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限り自宅において、利用者自身が持っている能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、その生活を支援し、心身の機能の維持回復、生活機能の維持及び向上を目指します。

本件は、第 9 期海老名市介護保険事業計画における公募により選定された事業所になります。

申請者は株式会社ゆい、会社の所在は綾瀬市寺尾台三丁目 4 番18号、代表者は松瀬博美様です。事業所の名称は、ゆいのかんたき海老名。所在地は海老名市社家二丁目、海老名運動公園の東側になります。

指定日は令和 7 年 4 月 1 日を予定しています。

	こちらの事業所の従業員の職種、人員基準は、2 ページの表をご覧ください。人員基準と配置状況になります。代表者、管理者及び計画作成担当者は、保健師または看護師、または認知症の利用者に対する3年以上の介護経験をし、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了したものとなります。 ゆいのかんたき海老名では、それぞれ看護師を配置し、基準を満たしています。介護従事者は昼間、夜間など、それぞれの時間体で配置しなければならない人数が記載の通り定められていますが、どの時間においても、基準を満たした配置となっています。 設備についてで、運営を行うための広さは確保されており、サービス提供を行う上で必要な備品等設備につきましても、記載の通り準備しています。こちらの事業所におきましては、事業の開始前に改めて訪問し、広さ、備品設備等を確認します。 また、参考に写真を添付しており、1月中旬の工事の状況になります。
（４）介護保険施設等の公募について	
【事務局】	介護保険施設等の公募についてです。 公募選定委員会整備の状況です。令和6年度に公募に回実施し、①介護付有料老人ホーム200床のうち161床、②看護小規模多機能型居宅介護、それぞれ一社選定済みです。 2回目は今月の21日に開催を予定しており、応募なりました。⑤認知症対応型グループホームの選定を行います。 2番の令和7年度以降の公募についてです。 応募のなかった③定期巡回随時対応型訪問介護、④特別養護老人ホームまた、整備目標の200所に達していない、①介護付有料老人ホームにつきまして公募をしていきます。 募集する内容は、③定期巡回随時対応型訪問介護、④特別養護老人ホームはそれぞれ1施設、①介護付有料老人ホームにつきましては、整備目標の200床のうち、選定済みが161床、残りが39床となりますが、既存の施設で13床の減少の予定がありますので、差し引き52床の募集を行う予定でいます。
【委員】	ちょっと細かいことですが、判断の2番目に話していたデイサービス華さんの相談室ですが、ご高齢の方は座るのが厳しい方もいるかと思います。もしできたら椅子、テーブルの方が親切なのかなと思いました。

【事務局】	相談室は、今この写真載っていますが、椅子とテーブルを用意されており、どちらの方も対応できるようにしています。
【委 員】	定期巡回随時対応型の施設ですが、利用者ニーズはあるのでしょうか。
【事務局】	利用者のニーズ方はあるということで計画の中に入れており、公募を実施しています。
【委 員】	この定期巡回随時巡回型サービスでは、24時間の巡回サービスを逆に利用したくないという方もいるということを聞いています。自宅の鍵を預けて、夜中に勝手に他人が部屋まで入るサービスに対して、拒否感を抱く利用者がいます。特に女性の利用者は、男性の巡回訪問看護員の拒否感が非常に強い。だから、利用者ニーズは少ないという話を聞いたことがあります、それを問題視してないでしょうか。
【事務局】	先ほどありました高齢者プラン21策定の際に、日常生活圏域のニーズ調査を行っています。また、ケアマネ事業所を対象としたアンケートを行っており、その中で必要なサービスというところで、24時間対応で、何かあったら、随時的に対応できるサービスがあるといいなという結果があります。 それで、実際、委員が心配されているところですが、確かにいろんなところで心配や私には合っていないという方もいらっしゃるかとは思います。そこはそれぞれのサービスをどのように組み合わせるかを、ケアマネや一番は本人様のご希望、家族のご希望というところがありますので、必ずこの定期巡回でなければいけないというわけではないので、それぞれの人がどこを選ぶかというところになると思います。 一定のニーズはあるとの認識で、えびな高齢者プラン21に目標を定めさせていますが、採算性が取れないような形があって、事業所が手を挙げてくれないというところで、第7期にも整備目標にあげさしていただいたのですが、その際も整備がされてないというものです。
【委 員】	資料3-1ですが、1ページの居宅介護支援事業所の指定は既に終わっているため報告ですが、資料3-2は申請に対して規定により協議、資料3-3の1ページ冒頭は協議となっている。次第では報告事項ですが、協議事項と報告事項をどのように考えたらいいか。

【事務局】	資料３－１は既に事業開始しており、協議は、これから改修予定の事業所を説明させていただいています。 当方での説明ですが、あくまでもこの場で報告させていただき、指定は海老名市がする予定になっています。本来であれば、すべての事業所について指定日前、実際に運営が始まる前に、この運営協議会にて議論させていただき、ご意見をいただいて、その意見を参考に市で指定していきたいという形になりますが、運営の開始時期、それぞれの事業者の考え方があり、報告等を協議いただくものと、事業開始前に協議、意見をいただくものの２種類が混在しているところがあります。しかしながら、既に運営が開始されているところであっても、皆さんの意見を直接事業者の方に提起することはできますので、対応していきたいというふうに考えています。
【委 員】	運営協議会の前に、指定をする選定の委員会かあるのではありませんか。
【事務局】	現在のところ、その委員会がありません。先ほどあり方検討中でもありました、部会化でサービス部会というような形で、検討していただけたらと考えています。
【委 員】	令和６年４月から、居宅介護支援事業所で介護予防支援も行えるようになりました。事業所の指定が増え、包括支援センターの業務改善になることは良いことですが、居宅介護支援事業者による介護予防支援の対応件数などを把握されていますか。
【事務局】	要支援の方は、地域包括支援センターでケアプランを作成していましたが、要介護になりますと、ケアマネ事業所にケアプランの作成が移管されます。そのため、国が考えているのは、要支援と要介護の区分がいたりきたりする場合、一体的にケアプランを作ることができなくなる。その空白を危惧しており、ケアマネ事業所でも要支援者のケアプランを作成できるように制度設計がされました。ただし、指定を取らなければいけないので、ケアマネ事業所が、介護予防支援事業所をやりたいと手を挙げていただかないとなかなか支援には繋がらないのが現状です。海老名市でも現在、３事業所の指定をさせていただいています。要支援者が増えるということではなくて、地域包括支援センターの業務の負担軽減が一つですが、ケアマネ事業所でも要支援ができるという形が目的となっています。

【委 員】	資料４の公募ですが、初めに公募選定委員会が開催されていますが、この設置要綱が見当たらず、これはどんな組織ですか。場合によっては、部会に入れられる内容ですか。
【事務局】	公募選定委員会は、委員５名で構成しています。医師会と歯科医師会、社会福祉協議会、福祉関係者の方で、構成をしています。設置要綱はありますが、公表はしていません。公募選定委員も、今後、部会化というところは検討させていただければと思います。また、開催は計画上の施設整備内容に応じて、不定期開催になります。

４ その他

第３回会議の後日意見

【委 員】	本日配布の資料５、これは私が10月30日の開催時に意見と提案したもので、第８期計画の進捗状況を事務局で作ってくれ、視覚化したグラフにより進捗管理がよくできるように見やすくなり、今後期待したものです。 また、議題２の次期計画策定の協議会のあり方について、介護保険運営協議会は審議内容が非常に多く、それを年に３回、４回での開催回数ですべてを議論することはかなり難しく、また、時間の制約もあることから、やり方を検討して欲しいと申し上げておまして、今回のこれにも繋がったのかなと思います。ただ、介護保険や共助の世界は、市民や団体を巻き込んで、制度を良くしていこうというものです。非常に会議が多くなるため、会議を実施するならば、事前に開催スケジュールを決めた方が良いと思います。そうしないと、皆さんの調整をしてからでは遅くなって、今回みたいに報告と協議が混じってしまうようなことになります。ぜひ、年間で委員の方にも、事前に日付を出してもらい、早めに予定を組んでいただければいいかなと思っています。もう１点、保険者努力支援交付金と保険者機能強化推進交付金について、国では、保険者がどのくらいが努力しているかという評価ポイントをつけています。海老名市もポイント化されており、順位が出ています。私が知る限り、海老名市は神奈川県で中程ぐらいであったのに、もうずるずるずる落ちてきており、下から３番目ぐらいにいる状況なので、次回の議題に上げていただきたいと思います。
-------	---

５ 閉会

【副会長】

皆様本日は長時間にわたり慎重なご審議ありがとうございました。皆さんからの貴重なご提案、そして情報、かつ、いろんな視点からのご意見をいただくことによって、限られた時間の中ではありますが、行政とともに、より市民のために安心安全な高齢者生活が送れるように協力していきたいと思っています。

高齢化社会は、もう避けられる状況ではなく、認知症に関する法律が新しくでき、いろんな施策が改変もしくは新規でできている状況の中で、各々のご協力によりながら、行政のサポートにつなげ、市民生活をより良くしていく会議にしていきたいと思っています。

本日は、課題に対する解決案ということで、方向性を見せていただいて、当然良いところも、逆に問題が出てくるであろうところも打ち出しながら新しい施策により進んでいきたいなと思っています。引き続き、皆さんのご協力をお願いします。

令和6年度 第4回海老名市介護保険運営協議会 次第

日 時 令和7年2月7日（金）
午後2時から午後3時30分まで（予定）
場 所 海老名市役所 6階 全員協議会室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

（1）審議事項

①第8期高齢者保健福祉計画の評価について 【資料1】

②次期計画策定に向けた協議会のあり方について 【資料2】

（2）報告事項

①居宅介護支援事業者及び指定地域密着型サービス事業所の指定について
【資料3-1、3-2、3-3】

②介護保険施設等の公募について 【資料4】

4 その他

5 閉 会

第8期高齢者保健福祉計画の評価について

令和6年度第3回介護保険運営協議会において説明いたしました「海老名市高齢者保健福祉計画の進捗状況の管理及び評価について」のとおり実施してよろしいか、お諮りいたします。

海老名市高齢者保健福祉計画の進捗状況の管理及び評価について

1 計画概要

介護保険制度が創設された2000年以来、老人福祉法第20条の8に基づく「海老名市高齢者保健福祉計画」と介護保険法第117条に基づく「海老名市介護保険事業計画」を一体的に作成した「えびな高齢者プラン21」を3年ごとに策定し、本市の高齢者保健福祉施策を総合的に推進しています。

高齢者保健福祉計画	介護保険事業計画
○地域の高齢者保健福祉に関する計画 ○市単独事業など、介護保険給付対象外のサービス及びその整備目標などを体系化した事業運営計画	○介護保険給付対象者及び給付対象サービスの利用状況を示し、整備目標値を示した基盤整備計画 ○介護保険事業の円滑な運営に関わる施策を体系化した事業運営計画 ○介護保険事業に係る費用の見込み

2 計画の進行管理・評価

計画の進行管理・評価については、「高齢者保健福祉計画」を高齢者保健福祉計画策定委員会が、「介護保険事業計画」を介護保険運営協議会が行うこととされています。

ただし、高齢者保健福祉計画策定委員会は、計画策定後に解散することから、「高齢者保健福祉計画」の進行管理・評価を行っていない状況です。



※PDCAが行われていない
「高齢者保健福祉計画」の
現状の是正が求められる。

3 解決案

「えびな高齢者プラン21」は、高齢者の保健福祉施策を総合的に推進するため、一体的に策定した計画であることから、海老名市介護保険運営協議会条例第8条に基づき、介護保険運営協議会において、「高齢者保健福祉計画」の進行管理・評価をさせていただきたいものです。

計画策定における「計画策定委員会」と「介護保険運営協議会」のあり方検討について

高齢者保健福祉施策を総合的に推進することを目的に策定している「えびな高齢者プラン21」において、第9期プラン策定にあたり顕在化した※課題の解決案について、次のとおり説明いたします。

【課 題】

- (1) 計画策定委員会と介護保険運営協議会における議題・議論の重複化
- (2) 高齢者保健福祉計画の進行管理・評価
- (3) 2040年問題を見据えた計画策定

1 計画策定委員会の現状

老人福祉法第20条の8第1項に基づく老人福祉計画（以下「高齢者保健福祉計画」という。）及び介護保険法第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画を「えびな高齢者プラン21」として一体的に策定するため、海老名市高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱に基づき設置

海老名市高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱

(設置) 第2条 老人福祉法第20条の8第1項に基づく高齢者保健福祉計画及び介護保険法第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画を策定するため

(所掌事項) 第3条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 高齢者保健福祉計画の策定に関すること。
- (2) 介護保険事業計画の策定に関すること。
- (3) その他高齢者保健福祉事業及び介護保険事業の実施に関し必要な事項に関すること。

(市町村介護保険事業計画)

介護保険法 第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

(市町村老人福祉計画)

老人福祉法第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。

※海老名市では第4次プランから市町村老人福祉計画を高齢者保健福祉計画として策定している。

【海老名市高齢者保健福祉計画策定委員会】

○前期計画の評価・見直し

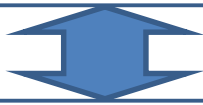
○次期計画策定についての審議

《構成》

・市民代表	4名	・医師	1名
・学識経験者	2名	・介護保険認定審査会委員	1名
・ 介護保険運営協議会委員	1名	・海老名市社会福祉協議会	1名
・地域包括ケア会議委員	1名		

※設置根拠 → 海老名市高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱

※委員任期 → 第9期は、R4.12～R6.3（計画策定後に解散）



【作業部会】

- 計画内容検討
- 計画素案作成

《構成》

- ・福祉政策課
- ・健康推進課
- ・障がい福祉課
- ・国保医療課
- ・こども育成課
- ・介護保険課
- ・地域包括ケア推進課



【介護保険運営協議会】

- 介護保険事業計画の管理・評価
- 保険料の諮問・答申

《構成》

- ・被保険者代表
- ・介護サービス提供事業者代表
- ・居宅介護支援事業者代表
- ・保健・医療・福祉関係者

計画策定時の報告

2 介護保険運営協議会の現状

介護保険法の目的及び地方公共団体の責務を達成するため、
市の附属機関として、介護保険事業全般に対する審議又は建議を行う組織

○海老名市行政組織規則

（附属機関） 第8条 法令又は条例により設けられた附属機関

主な所掌事務：**介護保険事業の運営**に関し、審議又は建議する。

○海老名市介護保険運営協議会条例

（設置） 第2条 **介護保険に関する事項について調査審議**するため

（所掌事項） 第3条 運営協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市長の諮問事項の審議及び答申
- (2) 介護保険事業計画の進行状況の管理及び評価
- (3) 介護保険事業に係る調査及び研究
- (4) 介護保険事業に係る建議
- (5) 地域包括支援センターの設置、運営等に関する事項

3 課題解決案

(1) 議題・議論の重複化

慣例的に計画策定委員会と同様の議題を介護保険運営協議会に経過報告をしています。介護保険運営協議会においても、協議事項となる傾向があります。そのため、役割の明確化が求められています。

解決案（介護保険運営協議会の部会化）

専門的かつ詳細な調査又は討議を行った上で審議等を行う方法によることが適当な場合には、必要に応じて審議会等に下部機関として部会（計画策定部会）を設置し、弾力的かつ、機動的な運営を図るものとする。



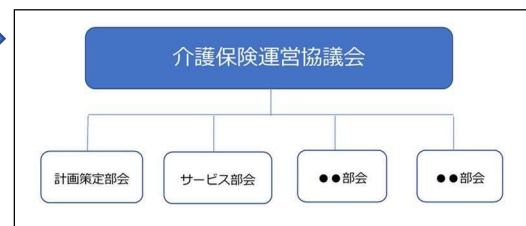
【メリット】

- ・ 計画内容を部会員が報告することで、議論重複化を軽減できる。
- ・ 前期計画の「進行管理・評価」、次期計画の「策定」を一連で実施できる。
- ・ 保険料の「諮問・答申」が策定機関外で行える。
- ・ 第 10 期から対応可能
- ・ 事業者指定など、必要に応じて部会を設置でき、弾力的かつ、機動的な運営が望める。



【デメリット】

- ・ 部会化による運協委員の負担増



【今後の対応】

- ・ 部会員の構成を検討
→ 部会員構成案は 10 名程度を想定し、運協委員から 3～5 名程度（人数は部会数を考慮して判断する。）
- ・ 議論重複化を解消するために、運協選出委員数を増やす。
- ・ 例規整備
→ 介護保険運営協議会条例の一部改正
→ （仮称）部会設置要綱の制定
→ 計画策定委員会設置要綱の廃止

(2) 高齢者保健福祉計画の進行管理・評価

計画策定後に計画策定委員会が解散するため、高齢者保健福祉計画を管理・評価する機関がない。

解決案（介護保険運営協議会における評価）

海老名市介護保険運営協議会条例を一部改正し、「高齢者保健福祉計画の進行状況の管理及び評価」を所掌事務に追加する。

PDCA が行われ「高齢者保健福祉計画」の現状が是正される。

(3) 2040 年問題を見据えた計画策定

今後の本格的な高齢化を見据え、地域のニーズにあったより専門性の高い計画策定が求められる。

解決案（外部委託化）

計画策定業務を外部委託化し、専門的知見を活用し地域の実情に応じた計画を策定する。

4 スケジュール案

第10期えびな高齢者プラン21（令和9年度～令和11年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和6年度 【介護運協】											第4回 【部会化説明】	
令和7年度 【介護運協】		第1回 【部会化採択】	第2回 【条例改正】				第3回 定例				第4回 定例	
【計画策定部会】							第1回 【委嘱】				第2回	
令和8年度 【介護運協】		第1回 定例					第2回 定例		第3回 【諮問】	第4回 【答申】	第5回 定例	
【計画策定部会】		第3回 【アンケート報告】 【事業評価】 【骨子案】			第4回 【素案提示】		第5回 【ハ・ブ・コ説明】				第6回 【ハ・ブ・コ結果】 【最終案提示】	

※令和7年6月議会で介護保険運営協議会条例の一部改正

※計画策定部会は、原則介護保険運営協議会と同日開催。ただし、令和8年度（策定年度）は、別日開催もあります。

※スケジュールは現時点のもので、今後変更する場合があります。

5 参考資料

【現在の条例】

海老名市介護保険運営協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、海老名市介護保険運営協議会の設置、組織、運営等に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 介護保険に関する事項について調査審議するため、海老名市介護保険運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第3条 運営協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市長の諮問事項の審議及び答申
 - (2) 介護保険事業計画の進行状況の管理及び評価
 - (3) 介護保険事業に係る調査及び研究
 - (4) 介護保険事業に係る建議
 - (5) 地域包括支援センターの設置、運営等に関する事項
- (平成26条例44・一部改正)

(委員)

第4条 運営協議会の委員の定数は、15人以内とする。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 被保険者
 - (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第5章に規定する介護支援専門員並びに事業者及び施設の関係者
 - (3) 保健、医療及び福祉関係者
- (平成18条例16・一部改正)

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第6条 運営協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 運営協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 運営協議会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 運営協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 運営協議会は、必要があると認めるときは、関係者の意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、運営協議会の運営に必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日条例第16号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月22日条例第44号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

【現在の要綱】

海老名市高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、海老名市高齢者保健福祉計画策定委員会の設置、組織、運営等に関し必要な事項を定める。

(設 置)

第2条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に基づく高齢者保健福祉計画並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画を策定するため、海老名市高齢者保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、前項に掲げる高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の事業計画期間毎に設置する。
(所掌事務)

第3条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 高齢者保健福祉計画の策定に関すること。
- (2) 介護保険事業計画の策定に関すること。
- (3) その他高齢者保健福祉事業及び介護保険事業の実施に関し必要な事項に関すること。

(組 織)

第4条 委員会は、委員13名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 市民代表
- (2) 学識経験者
- (3) 医師・歯科医師・薬剤師
- (4) 介護保険運営協議会委員
- (5) 介護保険認定審査会委員
- (6) 地域包括ケア会議委員
- (7) 海老名市社会福祉協議会職員

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、第2条第1項の事業計画の策定が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第6条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

(意見等の聴取)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(作業部会)

第9条 委員会の円滑な運営を図るため、委員会に作業部会を置くことができる。

(事務局)

第10条 委員会の庶務を処理するため、高齢者福祉を主管する課に事務局を置く。

(委 任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

(謝 礼)

第12条 市長は、予算の範囲内で、委員に謝礼を支給することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(海老名市介護保険事業計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 海老名市介護保険事業計画策定委員会設置要綱は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年 4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

3 この要綱は、平成20年 4月1日から施行する。

4 この要綱は、平成30年 4月1日から施行する。

5 この要綱は、令和 4年 6月1日から施行する。

居宅介護支援事業者の指定について
～居宅介護支援（ケアマネ事業所）～



令和7年2月
海老名市介護保険運営協議会

※イラストはイメージです。

居宅介護支援事業者を指定しましたので、ご報告いたします。

1 居宅介護支援事業者の指定申請の内容

(1) 申請者

- ① 名 称 株式会社 A T
- ② 所在地 川崎市高津区千年新町 9 番地 1 5
- ③ 代表者 代表取締役 津田 篤志 (つだ あつし)

(2) 事業所の内容

- ① 名 称 指定相談支援アットコレットかしわ台
- ② 所在地 海老名市上今泉六丁目 4 7 番 3 6 号
- ③ サービス種類 居宅介護支援
- ④ 指定年月日 令和 6 年 1 2 月 1 日

(3) 従業者の内容

従業者の職種・員数	介護支援専門員	
	専 従	管理者と兼務
常勤		1
非常勤	1	

2 居宅介護支援の人員基準・設備基準等

(1) 人員等に関する基準

海老名市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例施行規則第 3 条及び第 4 条

以下のとおり基準は満たしている。

職 種	資格要件等	配置状況等
管理者	・主任介護支援専門員	・令和 2 年度主任介護支援専門員研修受講済み ・常勤で介護支援専門員と兼務
介護支援専門員	・常勤 1 名以上	・常勤で管理者と兼務

(2) 設備等に関する基準

海老名市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例施行規則第 2 1 条

以下のとおり基準を満たしている。

項 目	基準等	設備等の状況
専用区画	・ 運営を行うために必要な広さを有する	・ 戸建て住宅の2階部分、1階に訪問看護事業所を併設
設備及び備品	・ サービス提供に必要な設備及び備品	・ 電話、コピー兼 F A X ・ パソコン、プリンター ・ テーブル、椅子 ・ 鍵付きキャビネット

3 現地写真



【外観】



【事務室】



【鍵付きキャビネット】



【コピー兼 FAX 及びプリンター】

指定地域密着型サービス事業所の指定について
～地域密着型通所介護、通所型サービス～



令和7年2月
海老名市介護保険運営協議会

地域密着型通所介護事業者から指定の申請がありましたので、介護保険法第78条の2第7項の規定により、ご協議のほどよろしく申し上げます。

1 地域密着型サービス事業者の指定申請内容

(1) 申請者

- ① 名 称 合同会社 華（はな）
- ② 所在地 海老名市中新田四丁目8-14
- ③ 代表者 代表社員 福富 良彦（ふくとみ よしひこ）

(2) 事業所の内容

- ① 名 称 デイサービス 華（はな）
- ② 所在地 海老名市中新田四丁目8-14
- ③ サービス種類 地域密着型通所介護
通所型サービス
- ④ 定員 12人
- ⑤ 指定年月日 令和7年3月1日 予定

(3) 従業者の内容

従業者 の職種 ・員数	管理者		生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練 指導員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤		1	1	1						
非常勤						2	2			2

2 地域密着型通所介護の人員基準・設備基準等

(1) 人員等に関する基準

- ① 海老名市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例施行規則第56条の2及び第56条の3
- ② 海老名市従前の通所介護相当サービス事業者の指定等に関する要綱第7条
下記のとおり基準を満たしている。

職種	資格要件及び人員	配置状況等	
管理者	常勤	生活相談員と兼務	1
生活相談員	介護福祉士等 1人以上	常勤介護福祉士	2
看護職員	看護師又は准看護師 1人以上	非常勤	1
介護職員	単位ごとに常時 1人以上	非常勤	1
機能訓練指導員	看護師等 1人以上	非常勤看護師	1

(2) 設備等に関する基準

- ① 海老名市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例施行規則第56条の4
- ② 海老名市従前の通所介護相当サービス事業者の指定等に関する要綱第8条
下記のとおり基準を満たしている。

項目	基準等	設備の状況等
機能訓練室	3㎡に利用定員を乗じて得た 面積以上	基準を満たしている
静養室	利用者が静養するために 必要となる広さ	設置予定
相談室	遮へい物の設置等により相談の 内容が漏えいしないよう配慮	個室を設置予定
便所及び洗面設備	指定地域密着型通所介護の 事業の用に供するもの	同一フロア内に設置予定
設備及び備品	サービス提供に必要な 設備及び備品	準備中 (開設前に確認)

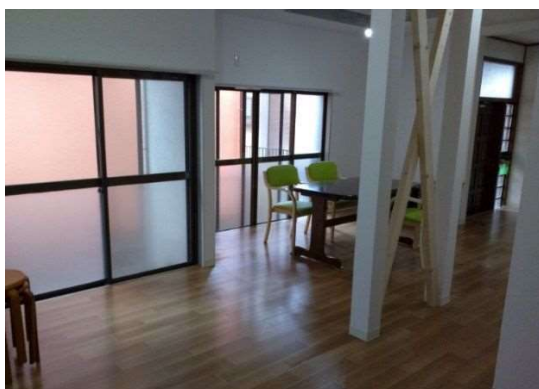
3 現地写真



【外観】



【入口】



【機能訓練室】



【相談室】



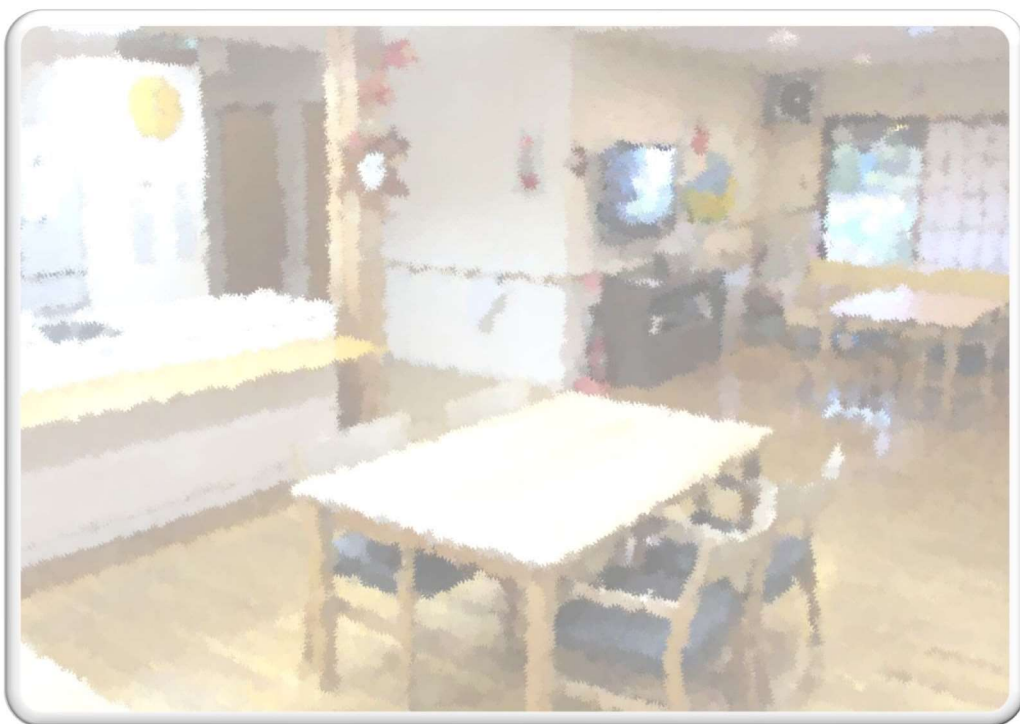
【便所】



【浴室】

指定地域密着型サービス事業所の指定について②

～看護小規模多機能型居宅介護～



令和7年2月
海老名市介護保険運営協議会

看護小規模多機能型居宅介護事業者から指定の申請がありましたので、介護保険法第78条の2第7項の規定により、ご協議のほどよろしく申し上げます。

1 地域密着型サービス事業者の指定申請内容

(1) 申請者

- ① 名 称 株式会社ゆい
- ② 所在地 綾瀬市寺尾台三丁目4番18号
- ③ 代表者 代表取締役 松瀬 博美（まつせ ひろみ）

(2) 事業所の内容

- ① 名 称 ゆいのかんたき海老名
- ② 所在地 海老名市社家二丁目4000番1の一部
- ③ サービス種類 看護小規模多機能型居宅介護
- ④ 定 員 18人（通所）、8人（宿泊）
- ⑤ 指定年月日 令和7年4月1日 予定

(3) 従業者の内容

従業者の職種 ・員数	介護従事者		うち看護職員		介護支援専門員	
	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務
常勤	10		2		1	
非常勤	6		2			

(4) 協力医療機関

社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス
海老名メディカルプラザ
所在地：海老名市めぐみ町3-1

2 看護小規模多機能型居宅介護の人員基準・設備基準等

(1) 人員等に関する基準

海老名市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例施行規則第180条―第182条

下記のとおり基準を満たしている。

職種	資格要件等	配置状況等
代表者	以下のいずれかに該当する者 ・保健師 ・看護師 ・次のア及びイを満たす者 ア 認知症高齢者介護に3年以上従事したもの イ 認知症対応型サービス事業開設者研修修了者	・看護師 ・認知症対応型サービス事業開設者研修修了者
管理者	以下のいずれかに該当する者 ・保健師 ・看護師 ・次のア及びイを満たす者 ア 認知症高齢者介護に3年以上従事したもの イ 認知症対応型サービス事業管理者研修修了者	看護師
計画作成担当者	以下のいずれかに該当する者 ・保健師 ・看護師 ・次のア及びイを満たす者 ア 認知症高齢者介護に3年以上従事したもの イ 認知症対応型サービス事業管理者研修修了者	看護師
介護従業者 (事業所ごと)	(1) 常勤換算法で保健師、看護師又は准看護師2.5人以上	3人配置
	(2) 夜間及び深夜の時間帯以外の配置 ① 常勤換算で、通いサービスの利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上(3:1) ② 訪問サービスの提供に当たる介護従業者を2以上	① 1人以上配置 ② 2人以上配置
	(3) 夜間及び深夜の時間帯の配置 ① 夜勤に当たる介護従業者を1以上 ② 宿直勤務に当たる介護従業者を1以上	① 1人以上配置 ② 1人以上配置
	(4) 介護支援専門員を配置	1人配置

(2) 設備等に関する基準

海老名市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例施行規則第183条及び第184条

下記のとおり基準を満たしている。

項目	基準等	設備の状況等
登録定員及び利用定員	・登録定員を29人以下とする。 ・通いサービスの利用定員は18人までとする。 ・宿泊サービスの利用定員は、通いサービスの3分の1から9人までとする。	・登録定員は29人。 ・通いサービスの利用定員は18人。 ・宿泊サービスの利用定員は8人。
宿泊室	・1宿泊室の定員は1名とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められれば、2人とすることができる。 ・1宿泊室の床面積は7.43㎡以上とする。	・1宿泊室ごとの定員は1名で、1フロアに8室の居室を配置。 ・床面積は基準を満たしている。
居間及び食堂	・1事業所ごとの専用設備でなければならない。	設置予定
台所	・1事業所ごとの専用設備でなければならない。	設置予定
浴室	・1事業所ごとの専用設備でなければならない。	設置予定
非常災害設備等	・消火設備及びその他の非常災害に必要な設備を設けること。	自動火災報知設備、火災通報装置、スプリンクラー、消火器を設置予定

3 利用料金

- | | |
|---------|----------------------------|
| (1) 食事代 | 朝食 400 円、昼食 700 円、夕食 700 円 |
| (2) 宿泊費 | 1泊2日 3,000 円 |
| (3) その他 | おむつ代、医療費、その他日常生活費等は実費負担 |

4 現地写真



【建物外観 ①】



【建物外観 ②】

介護保険施設等の公募について

1 公募選定委員会

(1) 第1回：令和6年7月5日（金）

番号	種別	整備目標	結果
①	介護付有料老人ホーム	100床（R6） 100床（R8）	2者（161床）
②	看護小規模多機能型	1施設	1者
③	定期巡回・随時対応型	1施設	応募なし

- ① 計画期間内の合計 200 床を前倒し。2 者とも有料老人ホームからの転換。
 イリーゼ海老名（80 床・国分南二丁目） 12 月 1 日開設済み
 プライムガーデン海老名（81 床・上今泉二丁目） 4 月 1 日開設予定
- ② ゆいのかんたき海老名（短期 8 名・通所 29 名・社家二丁目）
 4 月 1 日開設予定

(2) 第2回：令和7年2月21日（金）（予定）

番号	種別	整備目標	結果
③	定期巡回・随時対応型	1施設	応募なし
④	特別養護老人ホーム	100床	応募なし
⑤	認知症対応型グループホーム	1施設	応募あり

2 令和7年度以降の公募について

応募のなかった③定期巡回・随時対応型及び④特別養護老人ホームについて、公募します。さらに、①介護付有料老人ホームについては、既存施設での減床分を加えた公募（第9期計画期間内 740 床整備）となります。

【① 介護付有料老人ホーム】

種別／年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護付有料老人ホーム	540床	701床	701床	740床

- 令和6年度 第1回公募選定委員会（R6. 7 開催）
 - ・ 2施設 161 床を選定。既存数 701 床。計画内の残り 39 床。
- 令和7年度 第1回公募（R7 上半期開催予定）
 - ・ 令和8年度開設分として、**52 床で公募する。**

公募数（52 床）＝ 令和8年度までの整備目標（740 床）
 － 既存整備数（701 床）＋ 既存施設の減床分（13 床）

★ 公募予定の内容については、公募開始時に情報開示となりますので、第3者（事業者等）への情報提供は控えていただきますよう、お願いします。

令和6年10月30日開催

海老名市介護保険運営協議会にかかる意見及び提案

公募委員・高橋隆行

議題1「第8期介護保険事業計画の進捗状況について」

意見：議題資料の「見える化システム」が導入されました。これにより、単なる数値データが視覚化されたグラフとなり、同計画の進捗状況やデータの傾向が一目で把握できました。今後同システムによる多角的な分析を期待します。

議題2「次期計画策定に向けた協議会のあり方について」及び議題3「海老名市高齢者保健福祉計画の進捗状況の管理及び評価について」

意見：表記の二つの議題について意見を述べる前に、「本協議会の現状（下記参照）を理解しておく必要があると考えます。その上で本議題に入るべきと考えます。

「本協議会の現状等」

・介護保険法に規定されている3つの会議体(介護保険事業計画運営協議会・地域包括支援センター運営協議会・地域密着型サービス運営委員会)を、海老名市は本協議会一つに詰め込み、実際の開催は年に3回程度、一回当たりの会議時間も2時間程度で本来検討すべき案件も議題に上らず、取り上げられた議題も説明に終始。質問や意見を述べる時間もなく、形骸化した付属機関となっていることから、協議会のあり方検討を切に希望します。

また、議題3の高齢者保健福祉計画の進捗管理等について、海老名市介護保険条例第8条を根拠に行うのは、協議会のあり方を整理するまでの取扱いとすることが望ましいと考えます。